

参 考 資 料

近年の答申における資産課税 に関する主な指摘事項

※ 本資料は、今後の審議に供するため、近年の答申において資産課税に関し指摘された主な事項を、便宜、事務局において項目毎に整序したものである。（なお、指摘事項の詳細は、答申本体を参照されたい。）

（注）本資料における各答申の表記については、次のとおり略称している。

- ・「あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月）」…【基本方針】
- ・「平成 15 年度の税制改正に関する答申（平成 14 年 11 月）」…【15 年度答申】
- ・「少子・高齢社会における税制のあり方（平成 15 年 6 月）」…【少子化答申】
- ・「平成 17 年度の税制改正に関する答申（平成 16 年 11 月）」…【17 年度答申】
- ・「平成 18 年度の税制改正に関する答申（平成 17 年 11 月）」…【18 年度答申】

○ 相続税・贈与税関係

項 目	指 摘 事 項
Ⅰ 役割・位置付け	○ 所得、消費、資産等の多様な課税ベースに適切な負担を求めていく観点、特に今後の消費税率の引上げに向けた議論を考慮すると、資産の再分配機能を有する相続税の役割は一層重要となる。【17年度答申・少子化答申】 ○ 少子・高齢化の進展や老後扶養の社会化に伴い、現役世代の負担の増大が見込まれることに鑑みると、相続時に残された資産について、その一部を社会に還元する観点から負担を求める必要性も高まっている。【17年度答申・少子化答申】
Ⅱ 課税ベース	○ 今後、相続税について、従来より広い範囲に適切な税負担を求めるため、課税ベースの拡大に引き続き取り組むことが必要である。【17年度答申・少子化答申】 ○ 基礎控除については、「広く薄く」の観点から引下げの方向で検討すべきである。【基本方針】
Ⅲ 税率構造	○ 最高税率については、個人所得課税の最高税率（50％）や諸外国の事例を考慮し、引き下げることが適当である。累進構造については、現行程度の累進を維持すべきである。税率の刻み数については、遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保することが望ましい。【基本方針】 ⇒ 最高税率の引下げ（70％→50％）、税率の刻み数の削減（9段階→6段階）及びこれに伴う税率適用区分の調整（平成15年度）

項 目	指 摘 事 項
Ⅳ 事業承継	○ 相続後の事業承継に対する過大なインセンティブは、自ら起業する者や事業用資産を持たない給与所得者とのバランスを失わせることを踏まえ、そのあり方を見直していく必要がある。【基本方針】
Ⅴ 相続税・贈与税の一体化	○ 資産移転の時期の選択に対する中立性を確保する、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった観点から、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきである。【基本方針】 ⇒ 相続時精算課税制度の創設（平成 15 年度）

○ 固定資産税関係

項 目	指 摘 事 項
I 役割・位置付け	○ 固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後も本税の安定的な確保が重要である。【基本方針・15年度答申・18年度答申】
II 負担の均衡化・適正化	○ 土地に係る固定資産税については、平成6年度以降いわゆる7割評価が実施され、評価水準は全国的に均衡化された。一方、税負担の急増に配慮した措置が講じられてきた結果、負担水準については依然としてばらつきが残っている。このため、今後、これまでの負担調整措置を基本に、負担の均衡化・適正化を一層促進する必要がある。【基本方針・15年度答申・18年度答申】